

「ツーリズム EXPO ジャパン 2023 大阪・関西」出展に係る会場設営・管理運営業務 仕様書

1 委託業務名

「ツーリズム EXPO ジャパン 2023」出展に係る会場設営・管理運営業務

2 業務期間

契約締結の日から令和5年12月29日（金）

3 出展目的

大阪との連携を図りつつ、兵庫県の魅力を強く訴求するため、国内最大級の旅の祭典である「ツーリズム EXPO ジャパン 2023 大阪・関西」（以下、「イベント」）へ兵庫県（ひょうご観光本部）として出展する。そこで、兵庫エリアの出展に係る会場設営、管理運営についての企画提案を募集する。

4 コンセプト

「兵庫テロワール旅 ～私の感動、その先へ～」

兵庫テロワール旅とは、単に観光地を巡る物見遊山型の旅行とは異なり、各地域の特色ある「食」や「文化」に触れるとともに、それら文化が何故その地に根付き、引き継がれたのかという自然的/文化的背景についても知ることが出来るような、旅行者の知的好奇心を満たし満足度を向上させる仕組みを持った旅をいう。

ブースの企画は、上記コンセプトを踏まえ、来場者に対して、「食」「文化」「体験」を通して、「テロワール」が存分に味わえる内容にすること。また、「SDGs」「サステイナブル」の要素も含んだ企画にすること。

そのために、兵庫の魅力的なアイコンを存分に、効果的に活用すること。

5 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下「委託者」という。）

6 委託料の上限額

委託料の上限額は5,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。なお、ブース出展スペース料等については別途委託者が支払うため、本委託料には含まない。

7 出展の概要

(1) 展示会名	ツーリズム EXPO ジャパン 2023 大阪・関西
(2) 出展日時	令和5年10月26日（木）～令和5年10月29日（日）
(3) 出店場所	インテックス大阪
(4) 出展面積	8小間(90㎡) 8小間を総称し「兵庫エリア」とする。
(5) ブース種類	基礎小間（以下、「ブース」） 4小間 スペース（敷地のみ） 4小間
(6) ブース内訳	PRブース 4小間 （※イメージ）ステージ 3小間 調理場 等 1小間

8 業務内容

(1) 出展ブース内容の企画

出展ブース内容の企画を行うこと。なお、企画案の中には下記の項目を盛り込むこと。

- ① 映像が流せるようモニター等を設置すること。
- ② 試飲、試食等、食を主としたプロモーションを行うこと。
- ③ 3小間程度を使用し、各地域のPRが行うことのできるステージを設置し、実演を通して「テロワール兵庫」を発信できる「兵庫テロワールステージ」を実施すること。
- ④ 業界日において、十分に商談が行えるスペースを確保すること。
- ⑤ 1小間程度を使用し、試食のための調理スペース、水場を設置すること。
- ⑥ 来場者の目に留まりやすく、長時間滞留するような「体験ブース」を設置する等、工夫すること。
- ⑦ 来場者が兵庫県エリアの（単独出展の市町も含む）中を回遊するような仕掛けを行うこと。
- ⑧ すべての企画は「テロワール」と「サステイナブル」を来場者に感じてもらえるものを目指すこと。
- ⑨ 今回は兵庫・大阪連携事業の一環として出展するため、大阪フィールドと連携できる企画を2個程度提案すること。
- ⑩ 県内主要観光地のパンフレットなどを掲出するために必要に応じて什器を設置すること。平置きではなく、パンフレットなどがディスプレイの一部となるように設置するなど、設置方法を工夫すること。
- ⑪ 演出装置の操作や、ブースの運営に要するものを保管するためのバックヤードをブース内に設けること。

(2) ブース装飾の作製

- ① 兵庫県としての統一感のある装飾を作成すること。
- ② 兵庫エリア全体が遠くからでも「兵庫のPRゾーン」として認識されるよう工夫を凝らした装飾とすること。
- ③ 兵庫エリア内は十分な明るさを確保できるよう照明などを設置すること。
- ④ 装飾は各地域の文化、歴史等の特色を出したものを作成すること。
- ⑤ 委託者が別途提示する展示物なども含めた装飾とすること。

(3) 出展ブースの施工、設営、運営、管理、撤去

① 出展ブースの規格等

出展ブースの詳細な規格等については、ツーリズムEXPOジャパン推進室に指示される事項に従うこと。

② 出展ブースの設営・撤去等

ツーリズムEXPOジャパン2023出展要領等に従い、イベント当日までの準備（各種申請手続等）並びにブースの設営及び撤去を行うこと。

- ③ イベント開催中の一般日において実施するPR各種を混乱なく円滑に運営できるよう、運営スタッフを2名以上配置すること。 ※休憩時の交代要員を含む

(4) 打合せ

- ① 大阪エリア担当者との打ち合わせの際は必要に応じ出席すること。
- ② イベント当日までに、共に出展する兵庫県下市町担当者との打ち合わせに必要に応じ出席すること。

- ③ 打合わせに必要な資料は、委託者と協議の上、随時作成すること。
- (5) 準備、制作物
 - ① 携帯電話
 - イベント当日、スタッフが連絡を取り合えるよう携帯電話を用意すること。必要数は、本部スタッフ用4台とし、費用は委託料に含める。
 - ② ブースにて積極的に商談やPRが出来るスペースを確保し、必要に応じた机やイスなども準備し設営すること。
- (6) 兵庫エリア来場者へのアンケート
 - ① アンケート調査の設計・実施
 - ア 調査方法はWEBを利用し行うものとする。
 - イ 設問数は10問程度とする。
 - ② アンケートの集計
 - ア 未回答、誤回答、矛盾する回答等についてデータクリーニングを行うこと。
 - イ アンケート結果を集計すること。
 - ③ アンケート回答者への景品贈与
 - ア 景品の手配
 - 景品の内容については委託者と協議の後決定する。
 - 景品の総額は10万円程度を想定し、委託料に含める。
 - イ 当選者候補の選定
 - アンケート回答者の中から当選者候補を選定すること。
 - 候補者数等については別途委託者と協議すること。
- (7) 効果測定
 - (6)の他に、出展の効果を把握するため、具体的な効果測定を提案し、実施すること。
- (8) 事務局の設置
 - ア 常時速やかに連絡・調整が可能な事務局を設置し、委託業務を円滑に遂行すること。
 - イ ステージの出演団体、体験ブースの設置業者等、関係団体との連絡調整業務を行うこと。但し、出演団体は委託者が推薦する団体等を含めること。
 - ウ イベント当日のスタッフマニュアルを作成し、マニュアルには当日のスタッフのスケジュール等を盛り込むこととする。
- (9) 主催者との連絡、調整
 - 主催者より指示される、ブース設営・運営に必要な申請書類の作成、提出等を行うこと。
- (10) 記録及び報告書の作成
 - 会期中、適宜写真撮影等を行い、後日効果測定結果を含む報告書を作成すること。

9 成果物の提出

(1) 成果物

受託者は、本事業が完了したとき、「事業完了報告書」を作成し、紙媒体及び電子データを委託者に提出しなければならない。

電子データはメディア（CDまたはDVD）に記録し提出すること。なお、各ファイルには内容が判別できるファイル名を付与し、ウイルスチェックを行うこととする。

- (2) 提出場所
公益社団法人ひょうご観光本部
(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)
- (3) 部数
5部(紙媒体)及び電子データ
- (4) 提出期限
令和5年12月29日(金)17時00分

10 著作権・肖像権

受託者は、委託者が提供する画像等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。

また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が内容に留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に受託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

11 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。なお再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

12 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行うこととし、この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約情報は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

13 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

14 個人情報保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

15 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

16 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。なお、部分払いについては協議のうえ認めることがある。

17 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする

その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。